明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四三）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働三八四）　一
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（経済産業一九九）　九
○輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件（同二〇〇）　二
○石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定する告示（同二〇一）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○厚生労働省令第百四十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十八号を第四百四十九号とし、第三百九十三号から第四百四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三百九十二号の次に次の一号を加える。

三百九十三　1―メチルナフタレン

附　則

この省令は、公布の日から施行する。